

宿 泊 約 款

くらしき玉島 国民宿舎良寛荘

(本約款の適用)

第1条 当国民宿舎良寛荘（以下「良寛荘」という。）の締結する宿泊約款およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款の定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

(利用の制限)

第2条 良寛荘は、次の場合は、宿泊のお引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 客室に余裕のないとき。
- (3) 宿泊しようとする人が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (5) 宿泊しようとする人が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (6) 宿泊しようとする人が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
- (7) 宿泊しようとする人が、良寛荘従業員に対して暴力的要求行為を行ったとき。
- (8) 宿泊しようとする人が伝染病の疾患または、精神に異常があると認められたとき。
- (9) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由があるとき。
- (11) 宿泊しようとする人が、泥酔等で他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(氏名等の明告)

第3条 良寛荘は、予約の申込みをお受けするに当たり、その予約申込者に対して次の事項の明告を求められます。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、連絡先、人数、利用日数、夕食メニューなど。
- (2) その他、良寛荘が必要と認めた事項。

(予約金)

第4条 条例第9条第1項の規定により徴収することができる予約金の額は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊に係る予約金の額は、利用者1人1泊当たり1,000円以内とする。
 - (2) 結婚式場の予約金の額は、1組当たり5,000円とする。
- 2 前項第1号の予約金については、利用者が利用日を除いて7日前までに利用の取消しを申し出た場合は、既に納付した予約金のうち必要経費を差し引いた額を、還付することができる。

(予約の解除)

第5条 良寛荘は、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日午後10時になっても到着しないときは、その予約は申込者より解除されたものとして処理することがあります。

- 2 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしなかったことが、列車、バス等公共の運輸機関の不着、遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが明らかとな

きは、第1項の違約金はいただきません。

3 良寛荘は、他に定める場合を除くほか、次の場合には予約を解除することがあります。

(1) 第2条第3号から第11号までに該当することとなったとき。

(2) 第3条によって明告された事項が、故意に歪曲されたと認められたとき。

(違約金)

第7条 予約の申込者が予約の全部または一部をキャンセルする際は違約金を徴収します。

解除日 取消人数	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	7 日 前	14 日 前	30 日 前
14名まで	100%	80%	20%	20%	20%				
15名～30名迄	100%	80%	20%	20%	20%	20%			
31名～100名迄	100%	80%	50%	20%	20%	20%	20%	10%	
101名以上	100%	80%	50%	25%	25%	25%	25%	15%	10%

(注)

1. %は基本宿泊料金に対する違約金比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮人数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合はそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊者は宿泊当日良寛荘のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊者の住所、氏名、年齢、連絡先。

(2) その他良寛荘が必要と認めた事項。

(客室の利用時間)

第9条 宿泊者が良寛荘の客室を利用する時間は、宿泊当日の午後3時から次の日の午前10時までです。

2 前項の規定にかかわらず、利用時間を超えて客室の利用に応じることがあります。

この場合においては、別途追加料金を申し受けます。

3 良寛荘の門限は午後10時とします。

(営業時間)

第10条 良寛荘の各施設の営業時間は、次のとおりとします。

(1) レストラン（2階）

夕食・・・午後6時から午後9時まで

朝食・・・午前7時30分から午前9時まで

昼食・・・午前11時から午後15時まで オーダーストップ午後14時

(2) 売店（2階） 午前7時30分から午後9時まで

(3) 入浴（1階）

日帰り入浴・・・午前11時から午後3時まで

宿泊当日・・・午前11時から午後11時まで 翌 午前6時から午前9時まで

- 2 前項の時間は、臨時に変更することがあります。

(利用料の支払い)

- 第11条 利用料等の支払いは通貨または良寛荘が認めた有価証券およびクレジットカードにより宿泊者の出発の際、または良寛荘が請求したときは、良寛荘のフロントにおいて精算を行っていただきます。
- 2 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても利用料等は申し受けます。

(利用心得の遵守)

- 第12条 良寛荘の利用者は、別に定める利用心得に従っていただきます。

(宿泊継続の拒否)

- 第13条 良寛荘は、お引受けした宿泊期間中においても、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。
- (1) 第2条第3号から第11号までに該当することになったとき。
 - (2) 前条の利用心得に従わないとき。

(寄託物等の取扱い)

- 第14条 宿泊者がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、良寛荘はその損害を補償します。ただし、現金および貴重品については、良寛荘がその種類および価額の申告を求めた場合であって、宿泊者がそれを行わなかったときは15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊者が良寛荘にお持込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、良寛荘の故意または、過失による滅失、毀損等の障害が生じたときは、良寛荘はその損害を賠償します。ただし、宿泊者からあらかじめ種類および価額の申告のなかったものについては、良寛荘に故意または重大な過失がある場合を除き、15万円を限度としてその損害を賠償します。

(宿泊者の手荷物または携帯品の保管)

- 第15条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って良寛荘に到着した場合は、その到着前に良寛荘が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 2 宿泊者がチェックアウトした後、宿泊者の手荷物または携帯品が良寛荘に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は、良寛荘は、当該所有者に連絡するとともにその指示が無い場合または所有者が判明しない時は、発見日を含め1～7日間保管しその後、最寄りの警察に届けます。
 - 3 前2項の場合における宿泊者の手荷物または携帯品の保管についての良寛荘の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の利用)

- 第16条 宿泊者が良寛荘の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、車両の管理責任まで追うものではありません。ただし、駐車場管理にあたり、良寛荘の故意または過失によって損害を与えられたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊の責任)

- 第17条 良寛荘の宿泊にかかる責任は、宿泊者が良寛荘のフロントにおいて宿泊の登録を行ったときに始まり、出発するために客室をあけた時に終わります。

- 2 良寛荘の責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったとき、天災その他の理由により困難な場合を除きその宿泊者に類似の条件による他の宿泊施設をご案内することがあります。この場合には客室の提供ができなくなった日の宿泊料等を含みその後の宿泊料はいただきません。

(宿泊者の責任)

第18条 宿泊者が良寛荘の施設および設備を破損または紛失した場合は弁償していただきます。

以上